

アラブ首長国連邦
特許意匠法
(特許、産業図面、意匠の産業規則及び保護)
2006年連邦法 31号

目次

第1章 総則と定義

第1条

第2条

第3条

第2章 発明

第1節 特許及び実用新案証書

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第2節 強制実施許諾及び発明の公用収用

第24条

第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条

第 3 節 特許及び実用新案証書又はこれらの許諾における放棄及び無効

第 33 条
第 34 条
第 35 条

第 4 節 発明に関連する規定

第 36 条

第 5 節 国際特許出願

第 37 条
第 38 条

第 6 節 ノウハウ

第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条

第 3 章 産業図面及び意匠

第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条

第 51 条
第 52 条
第 53 条

第 4 章 実施許諾契約

第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条

第 5 章 予防措置、罪罰

第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条

第 6 章 産業財産行政機関 確定的及び暫定規定

第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条

第1章 総則と定義

第1条

この法律において、特に明示されない限り、次に掲げる用語は、次のように定義する。

国：アラブ首長国連邦。

省：経済省。

大臣：経済大臣。

行政機関：産業財産の行政機関、金融産業省及びアラブ首長国連邦における支分部局。

委員会：産業財産行政を行い、申請をするための委員会。

保護証書：権限のある行政機関によって与えられた発明、産業図面、意匠の特許性を示す文書。これは、特許状、実用新案証書又は産業図面又は意匠登録書の書式でなされなければならない。

発明：物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想。

特許状：この国の名のもとで、発明に対し産業財産の行政機関によって発行された保護証書。

実用新案証書：この国の名のもとで、特許状を与えるには十分ではない知的創作活動から生まれた発明に対し、産業財産の行政機関によって発行された保護証書。

登録書：この国の名のもとで、意匠に対し産業財産の行政機関によって発行された保護証書。

ノウハウ：情報、データ又は実用性をもつ職能から得られる技術的性質を有する知識。

産業図面：産業又は工芸で使用することができる製品を生み出す線又は色の革新的な創作。

意匠：産業又は工芸で使用することができる革新的な3次元形状。

産業財産公報：この法律及び施行規則の下で公開に必要なものすべてを公開するために指定の行政機関から発行される公報。

国際特許出願：特許協力条約に基づく特許状を取得するために行政機関に提出された出願。

特許の国際出願：特許協力条約加盟国の一つの特許庁に行なう特許出願であり、特許権者が同条約の規定に従い条約加盟国においてその特許の保護を受けられるもの。

出願の受理官庁：特許協力条約で指定されたほかの行政機関に先だて、同出願を処理するために受理する行政機関。

選択官庁：特許協力条約に基づく出願の審査及び特許性の判断のために出願人に選択された行政機関。

指定官庁：この法律に基づく特許状の発行のために出願人指定された行政機関

第2条

この法律の規定は、アラブ首長国連邦が加盟し、加盟国の国民の権利及び同等の扱いを受け権利を有する者の権利を規定した国際条約及び協定に違反しないものとする。前段の規定が適用されない外国人に対しては、その者が属する国において、アラブ首長国連邦の国民に対し同様の保護が与えられる場合には、この法律によって自国民に与えられる権利と同様の権利を与える。

第3条

地方の見本市で展示される発明、図面、意匠は、国際的な取決め若しくは条約の規定又は相

互主義の条件を考慮し、この法律の施行規則で定める条件に基づき、一時的な保護が与えられる。

第2章 発明

第1節 特許及び実用新案証書

第4条

特許状は、すべての技術分野において、科学的根拠を有した革新的な思想又は進歩性があり、かつ産業上利用可能性のあるあらゆる新規の発明に対して与えられる。農業、漁業、工芸品及びサービスなどの分野で使用又は利用されるならば、その発明は最も広い意味で産業上の利用可能性があるとみなされる。

出願は、単一の発明又は単一の包括的な革新的着想をもたらした相互関係のある一群の発明に限定されなければならない。この相互関係の条件が満たされないことが特許状発行の後に明らかになったとしても、そのような証拠によっては特許は否定されない。

第5条

実用新案証書は、特許性が認められるほど革新的なものではないが、産業上利用できる新規の発明に対して発行される。発明者又はその代理人の要請により、第4条に規定する条件を満たす発明にも実用新案証書が発行される。

第6条

- (1) 次に掲げる事由に当てはまるときには、特許状、実用新案証書は発行されない。
- (a) 植物品種、動物種又は植物若しくは動物を生産する生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びその生産物は除く。
 - (b) 診断、治療及び外科手術による人や動物の治療方法。
 - (c) 科学並びに数学の原理、発見、及び方法。
 - (d) ビジネス若しくは精神的な活動若しくはゲームをするための指針、ルール、方法。
 - (e) 公の秩序又は善良の風俗に反する発明。
- (2) 発明の範囲が国防に関するものであることが、特許出願の審査で行政機関に明らかになったときには、この法律の施行規則に定める手続きを取るものとする。

第7条

- (1) 第9条の規定に関わらず、発明に対する権利は、発明者又は法定相続人に属する。発明が二人以上の共同による成果である場合には、発明に対する権利は、その発明者ら又はその法定相続人の間で共有しなければならない。新規かつ革新的なアイデアを伴った発明に十分に貢献していない限り発明者とはみなされない。
- (2) 第8条、第9条の規定に関わらず、すべての要件を満たしている場合は、特許状若しくは実用新案証書に係る出願を行なった最初の発明者又はその発明について最初に優先権主張を行なった者に対して特許状又は実用新案証書が付与される。
- (3) いかなる利害関係人も、この法律及び施行規則の定めに従って申立てを行ない又は出願の受理あるいは拒絶の決定に異議を述べる権利を有する。

第8条

発明の本質的な構成要素が第三者の保有する発明に由来する場合で、発明を使うことにつき、又は保護のための出願を行なうことにつき当該第三者の承諾を得ていない場合、当該第三者は、篡奪者に対し、出願の権利、又は特許若しくは実用新案証書が付与されていた場合にはそれらの移転を求めることができる。

第9条

(1) 発明が雇用契約又はその他の労務契約が有効である間に発見された場合、契約に別段の定めがある場合を除き、使用者がその知的財産権の保有者となる。

(2) 契約書に署名する際の二当事者の推定を上回る経済的価値を発明が有する場合には、当事者による別段の合意がない限り、発明者は裁判所が決定した追加の補償を受ける権利を有する。

(3) 雇用契約に発明行為を含んでいない従業員が、使用者の経験、文書、その他従業員に利用可能な使用者の他の基本的な施設を利用して、使用者の活動に関連する発明を発見した場合、使用者が書面によりその発明の取得の意思を表明しない限り、従業員の発明について使用者に対し本条第4項にいう報告書が提出された日又は使用者がいかなる方法かを問わず発明を知った日から4ヶ月後に、その発明の権利は発明者/従業員に帰属する。

(4) 発明者である従業員はその発明について報告書によって速やかに使用者に通知しなければならない。

(5) 使用者が本条第3項に定める期間内に発明を取得する意思を表明した場合には、使用者は、発明の発見の日から発明から生じる権利を与えられるものとし、発明者である従業員は、その者の給料、発明の経済的価値及び使用者がその発明から得られる利益を勘案して、公正な補償額を与えられるものとする。当事者が補償額に合意に至らないとき、裁判所がその補償額を決定するものとする。

(6) 本条で定める規定よりも従業員に不利となるいかなる取決めも無効とする。

第10条

発明者が別段の指示をしない限り、発明者の氏名は、特許状又は実用新案証書に表示されなければならない。特許状又は実用新案証書の出願は、この法律の施行規則に規定に従って提出されなければならない。

第11条

(1) 出願の際に、アラブ首長国連邦との協定又は条約の当事国である他国で行った出願に基づく優先権主張を行なうことができる。この場合、この法律の施行規則で定めるところにより、出願日、以前に行なわれた出願の数を、その国名とともに示さなければならない。

(2) 優先権の期間は、最初の出願日から12ヶ月とする。

第12条

行政機関は、この法律及びその施行規則で定める規定に従い特許状又は実用新案証書の審査をしなければならず、特許状又は実用新案証書の発行に必要ないかなる文書の提出も求めることができる。行政機関は、出願が拒絶される場合にはその旨を出願人に通知しなければならない。

らない。出願人は、その通知を受けた日から 60 日以内に権限のある委員会に申立てをすることができる。

第 13 条

特許状と実用新案証書は大臣の決定に基づいて発行され、産業財産公報により公表されなければならない。いかなる利害関係人も、公表の日から 60 日以内に権限のある委員会に申立てをすることができる。定められた期間内に申立てがないとき、特許状又は実用新案証明書は利害関係のある出願人に交付される。特許状又は実用新案証明書には、発行日、手数料又はこの法律の施行規則で規定する関連情報とともに、登録番号を表示しなければならない。

第 14 条

特許状は出願の日から 20 年、実用新案証書は出願の日から 10 年の期間有効とする。特許状又は実用新案証書を維持する年金を支払わなければならない。年金は、出願の日から始めて各年の初めに支払う。特許状の保有者がその手数料を 3 ヶ月以内に支払わなかった場合、更に 3 ヶ月の猶予期間が認められ、その期間内に支払いを行なうことができるが、延滞料を追納しなければならない。

特許状又は実用新案証書の年金の全期間分又は一部は、事前に支払うことができる。特許状又は実用新案証書の保有者が、年金をここで定めた期間(支払期日から 6 カ月)内に適切に支払わなかった場合、その特許状又は実用新案証書は失効する。

第 15 条

(1) 特許状は、その保有者に以下の権利を与えるものとする。

(a) 製品の製造、使用、販売によりその発明を利用する権利。発明が産業製品又は製品を製造する方法に係るものである場合、特許状の保有者に当該製品又は方法を使用する権利を与える。発明が製品である場合、保有者は、自身の許諾なしに、他の者がその製品を製造、使用、保持、販売又は輸入することを防ぐことができる。発明が産業の方法である場合、保有者は、自身の許諾なしに、他の者がその方法を使用すること、及びその方法から直接に生産される製品を使用、保持又は輸入することを防ぐことができる。

(b) 新規の方法又は既知の産業技術の応用に特許状又は実用新案証書が発行された場合に、当該方法を使用する権利、及び当該方法から直接に生産される製品に関して本項(a)に規定される行為を行なう権利。

(2) 第 15 条第 1 項に規定される特許状又は実用新案証書によって与えられる権利は、産業又は商業目的で行なわれた行為に限定され、販売後の製品の保護に係るその他の行為には及ばないものとする。

第 16 条

(1) 特許状又は実用新案証書によって与えられる保護の範囲は、保護証書によって決定される。

(2) 明細書と図面は、出願の内容を明確にするために用いるものとする。

第 17 条

他の者により特許出願がなされた日以前に、又は当該出願に関して適法に主張された優先日に、アラブ首長国連邦において、善意で製品の製造又は方法発明の使用を行なう、若しくは製造や使用を行なうための重要な段階に着手している先使用者は、特許状や実用新案証書の発行にかかわらず、そのような行為及びその他第 15 条に規定する当該製品に関する行為を行う権利を有する。その権利は、個人的な権利であって、受益者に対する場合を除いて譲渡することはできない。

第 18 条

特許状又は実用新案証書は、それらが発行される前に、他の者に譲渡することができる。

(1) 特許状又は実用新案証書の譲渡は、権限を有する当局者の面前で契約当事者により署名された、又は公証人によって認証された書面によらなければならない。

(2) 特許状又は実用新案証書の譲渡は、施行規則に規定する手数料の支払いと引き替えに、適切な登録簿に登録されるものとする。

第 19 条

特許状によって与えられる権利は次の事項には及ばないものとする。

(1) 学術研究関連する活動。

(2) 車両に実際に必要であることのみを考慮して、臨時にアラブ首長国連邦に導入されている輸送手段に係る特許の使用(その使用が車体構造に対するものか、エンジンに対するものか、当該手段の予備部品に対するものかは問わない)。

第 20 条

別段の合意がある場合を除き、特許状又は実用新案証書の共有者は、単独で、その特許状又は実用新案証書に係る自身の持分を他の者に譲渡すること、利用を行なうこと、及び第 15 条によって与えられた権利を行使することができる。ただし、共有者は、単独で、他の者にその発明を使用するための実施許諾を与えることはできない。

第 21 条

特許状又は実用新案証書は、独立して又はそれらと関連する設備と合わせて債務の弁済のために質権を設定することができる。当該質権は、場合に応じて特許状又は実用新案証書の原簿に登録し、産業財産公報に掲載されなければならない。

第 22 条

特許状又は実用新案証明書の譲渡又は質権は、それらが適切に特許状又は実用新案登録書の原簿に記録され、産業財産公報に掲載されない限り、いかなる者にも対抗できない。

第 23 条

債権者は、必要に応じて第三者のために採用された差押手続きに従って、債務者が保有する特許状又は実用新案証書を差し押さえることができる。行政機関は、被差押人のために管理をしていることを宣言するよう債権者に命じないものとする。債権者は、適切な記録と同じ

登記の弁済額の決定及び差押えについて、行政機関に通知しなければならず、その旨産業財産公報に掲載される。また、施行規則に従って適切な手数料を徴収するものとする。差押えと弁済額の決定は、公表の日から有効となる。

第2節 強制実施許諾及び発明の公用収用

第24条

(1) 特許状又は実用新案証書の保有者が、特許状又は実用新案証書を使用せず、又は使用させていなかったとき、いかなる利害関係人も、次の条件のもとで、第30条による強制実施許諾を得ることができる。

(a) 特許状の発行から3年以上を過ぎたもの。

(b) 実施権者になることを申し出た者は、合理的な価格かつ商業的条件で、特許権者から許諾を得るために努力を行なったことを示さなければならない。そのための必要な手続きは、施行規則に規定する。

(c) 許諾は、無条件で付与してはならない。許諾には、許諾者と実施権者双方の義務及び制限を付することができる。

(d) 許諾は、地域市場の基本的な必要条件を満たすようなものでなければならない。実施権者になることを申し出る者は、不足を補うのに十分に発明を利用するために、又は強制実施を要請する必要性を満たすために、この法律の施行規則で規定される必要な保証を提供しなければならない。

(e) 許諾の範囲はそれが付与された目的に合致したものでなければならない。

(f) 特許権者は公正な対価を得なければならない。

(g) 特許の使用は、実施権者に限られなければならない。実施権者の施設の所有権又はその施設のうち特許を使用する部分の所有権を移転する場合を除き、実施権を第三者に譲渡することはできない。この譲渡は、管轄裁判所の承認を受け、かつ第28条及び第32条の制約を受けるものとする。

(h) 半導体技術の場合には、公的で非営利的な使用、若しくは訴訟手続又は行政手続により反競争的と判断された慣行を是正するための使用に限って、許諾されるものとする。

(2) 特許状又は実用新案証書の保有者が適切な正当化根拠を提示した場合には、強制実施許諾は付与されないものとする。ただし、製品の輸入は適切な正当化根拠とはみなさない。

第25条

(1) 強制実施許諾により、製品を輸入する権利を除き、第15条に規定する行為の一部又は全部を行なう権利を実施権者に認める。

(2) 特許状又は実用新案証書の保有者が発明を不当に利用している場合、又はその利用に関連した違法行為を認識している場合、実施権者は、保有者に対し民事責任及び刑事責任を追究する権利を有する。

第26条

強制実施権の付与は、他の強制実施権の付与を妨げるものではない。

第27条

(1) 利害関係人の請求により、管轄裁判所は、特許状若しくは実用新案証書保有者に、発明の私的な使用、又は私的使用のための他者への利用許諾を認めないことの合理的な理由を考慮しなければならない。

(2) 管轄裁判所は、強制実施の申請が、一般的に緊急又は非常に緊急で公的に必要である事案である場合、若しくは非商業目的で行なわれた場合には、第 24 条(a)及び(b)の規定を考慮しなくともよい。

第 28 条

強制実施許諾の申請は、特許状又は実用新案証書の保有者に対して提起される訴訟という形式で管轄裁判所に行なうものとする。主管官庁は、代理のために、訴訟について通知を受けるものとする。両当事者は、合意を行なうために、裁判所によって定められた猶予期間が与えられる。この期間は、裁判所が正当と認められるとき、延長されうる。この期間満了までに、裁判所は、強制実施を認めるかどうかについて決定しなければならない。強制実施が認められるのであれば、裁判所は、第 24 条に規定した許諾の条件と範囲、及び実施権者又は実用新案証書の保持者が支払うべき補償額を決定しなければならない。この決定は、相手方当事者及び適切な原簿への登録を行なう主管官庁に通知され、定められた料金の支払いの後に、産業財産広報で公表されなければならない。この決定は、その公表日から、相手方当事者に対し効力を有するものとする。

第 29 条

(1) 特許状又は実用新案証書によって保護されている発明が、公共の利益に重要な貢献をする場合、第 24 条(a)及び(b)の規定に反することなしに同条で定めるような形で、大臣の命令により、その発明を使用するための強制実施許諾を付与しなければならない。

(2) 強制実施許諾に係る大臣の命令に対しては、それが産業財産広報に公表された日から 60 日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

第 30 条

(1) 先の出願により付与された特許又は実用新案証書に基づく権利を侵害することなく、アラブ首長国連邦で特許状又は実用新案証書によって保護されている発明を使用することが不可能であるとき、当該発明が先願の発明又は実用新案証書と異なる産業上の用途に資する場合、若しくは先願の発明又は実用新案証書に比して著しい技術進歩を示す場合には、その発明を使用するのに必要な限度で、第 24 条に規定する条件に従って、後願に係る特許状又は実用新案証書の保有者に強制実施許諾を与えることができる。

(2) 当該 2 発明が同じ産業上の用途に資する場合には、先願の特許又は実用新案証書の保有者が申請すれば、後願に係る特許又は実用新案証書について許諾を受ける権利を保有する限りにおいて、後願に係る特許又は実用新案証書に強制実施許諾を与えるものとする。

(3) 両当事者は、書面により合意をし、関連した原簿に登録するために、その合意を行政機関に通知することもできる。

第 31 条

(1) 強制実施許諾を与えた当局は、新事実によって正当と認められる場合、特に特許又は実用新案証書の保有者が強制実施許諾よりもよい条件で契約による許諾を得られる場合には、特許又は実用新案証書の保有者又は強制実施許諾による実施権者の求めに応じて、強制実施許諾の条件を修正することができる。

(2) 実施権者が許諾の条件に従わない場合、又は許諾の付与を正当化する根拠がもはや存在しない場合には、強制実施許諾を与えた当局は、特許又は実用新案証書の所有者の申請によって、強制実施許諾の取消を決定することができる。ただし、このような場合において、即時の取消が実施権者に損害を与えるときには、実施権者がその発明の利用を停止するのに合理的な期間を与えなければならない。

(3) 第 35 条と第 36 条の規定は、強制実施許諾の修正又は取消にも効力を有するものとする。

第 32 条

(1) 強制実施許諾は、適切な原簿に登録されなければならない、この法律の施行規則に定める手数料が支払われた後、産業財産公報で公表されなければならない。

(2) 発明が政府によって使用される場合には、第 29 条に従って付与された許諾について、手数料は免除される。

第3節 特許及び実用新案証書又はこれらの許諾における放棄及び無効

第33条

特許状若しくは実用新案証書の所有者又は強制実施許諾権者は、事前に書面で通知することにより、行政機関又は第三者に権利を譲渡することができる。譲渡は、他の当事者に不利益を及ぼさない限り、特許状、実用新案証書又は強制実施許諾で与えられた一つ又はそれ以上の権利に限定して行なうことができる。ただし、そのような権利がすでに当該当事者によって書面で譲渡されている場合は除く。譲渡は、適切な原簿に登録されるものとし、産業財産公報で公表された日から効力を生じるものとする。

第34条

全ての利害関係者は、管轄裁判所に対し、特許、実用新案証書又は強制実施許諾の無効を求めることができる。さらに特許権者、実用新案証書の所有者、強制実施権者及びすべての関係当事者は、以下の場合に通知を受けるものとする。

- (1) 特許、実用新案証書、強制実施許諾がこの法律又は細則で掲げられている要件を満たさずに与えられたとき。
- (2) 特許、実用新案証書、強制実施許諾が、第11条に規定する優先権出願に従わずに与えられたとき。

さらに、無効の申立ては、特許、実用新案証書、強制実施許諾の一部に限定して行なうことができる。その場合には、判決によって、その権利範囲が特定されたものとみなす。

第35条

第31条の規定を考慮し、特許状、実用新案証書又は強制実施許諾の全部又は一部の無効判断は、特許状、実用新案証書又は強制実施許諾が与えられた日から有効となるものとする。しかし、実施権者又は受益者が利用したということが証明された場合には、発明又は強制実施許諾の独占によって得た利用料を払い戻す義務はない。無効判決は、特別な原簿に記録され、産業財産公報で公表されるものとする。

第4節 発明に関連する規定

第36条

(1) 特許若しくは実用新案証書の所有者又はその承継人は、当該発明の改良、変更又は追加を理由として追加的な特許又は実用新案証書を得る権利を有するものとする。追加的な保護の出願は、元の保護の出願と同じ条件を満たさなければならない。元の出願と同じ効果をもたらすものとする。

(2) 追加的な保護の存続期間は、本来の保護の存続期間の満了とともに終了する。ただし、本来の保護の無効により、必ずしも追加的な保護は無効とはならない。また、細則により、追加的な保護に対する年金を決定する。

(3) 追加的な保護が与えられる前に、関連出願を、独立した特許出願又は実用新案証書に変更することができる。

第 5 節 国際特許出願

第 37 条

行政機関は、この国で実施される国際条約に基づき国際特許出願を受領する。この点に関する要件は、この法律の施行規則に規定される。行政機関は、内閣の承認に基づき、本行政機関に代わって、国際特許出願を受領する条約加盟国の特許庁を指名することができる。

第 38 条

行政機関は、国際条約によって規定されている規則に従い、所定の手数料を決定する。年金は、国際特許出願日の翌年の初めに支払わなければならない。出願日から 6 カ月以内に所定の手数料を行政機関に支払わない場合には、出願は失効するものとする。

第6節 ノウハウ

第39条

ノウハウは、それが公開され又は公衆に利用可能となったものでない限り、特許又は実用新案証書の認める権利を侵害することなしに、いかなる不正使用又は開示又は第三者による発表からも保護される利益を享受する。この保護の利益を享受するためには、ノウハウの保有者が別途細則で定める方法によりノウハウの構成部分の秘密を維持するために必要な措置をとっていることを必要とする。

第40条

自ら又は法的手段によって、科学的知識を正当に取得したいかなる当事者も、たとえ第三者が同じ知識を習得したとしても、その知識を使用し、第三者にこれを伝達する権利を有する。

第41条

ノウハウ契約は、書面で確認しなければならず、ノウハウの構成部分の定義、その使用の目的、その移転の条件を含むものでなければならない。これらを満たさない契約は、無効とみなす。

別途細則に規定する発明の利用、譲渡、利用許諾に関する規定は、ノウハウ契約にも効力を有するものとする。

第42条

ノウハウの保有者の承諾なく行われたノウハウのいかなる構成部分の利用、開示、公表も、ノウハウの秘密性を知る当事者によって行われるか、又は、当該当事者の立場であれば誰でもその秘密性を認識し得たであろうという場合には、不法な行為とみなされる。

第3章 産業図面及び意匠

第43条

産業図面及び意匠に関してこの法律が列挙する保護の規定は、これらに関連する倫理的かつ審美的権利を、その根拠が、法律、国際協定又は条約であるかを問わず、侵害しないものとする。

第44条

意匠は、行政機関の関連する原簿に登録され、かつ登録出願が、法律や細則に規定された手続き及び手数料に従って提出され、審査されている場合を除き、保護の利益を享受しない。

第45条

保護のための出願には、一つ以上の産業図面又は意匠を含めることができる。ただし、図面又は意匠が製造及び使用の観点から相互に関連付けられ、かつ図面又は意匠の合計数が20を超えない場合に限られる。

第46条

- (1) 産業図面及び意匠には、第11条に定める優先権の規定を適用する。
- (2) 優先期間は、最初の出願日から6カ月とする。

第47条

産業図面及び意匠は、新規、革新的で、かつ産業上又は工芸製品として利用し得るものでなければならず、公の秩序又は風俗に反しないものでなければならない。

第48条

主務大臣の命令により産業図面又は意匠の保護証書が発行されるものとし、所定の手数料の支払いの後に、保護証書は、その意匠又は図面とともに産業財産公報で公表されるものとする。

すべての利害関係人は、公表日から60日以内に、保護証書を発行する主務大臣の命令に対する異議を、権限のある委員会に申立てることができる。当該期間内に申立てがないとき、登録番号、登録日、及びこの法律の施行規則に定める関連情報を記した登録証明書が発行される。

第49条

産業図面又は意匠の保護期間は、保護の出願をした日から10年とする。

第50条

第49条及び第69条で規定された事項にかかわらず、意匠は、第14条の規定に拘束される。

第51条

この法律に基づき、産業図面又は意匠の保護は、出願人に対し、第三者による次の行為を妨

げる権利を与える。

(1) 製品を製造するために産業図面又は意匠を使用すること

(2) 販売又は使用する目的で、産業図面又は意匠に関する製品を輸入又は保持すること。

これらの行為は、法律によって保護されている産業図面又は意匠の範囲と異なっていること、又は保護証書に含まれる産業図面又は意匠と異なった製品に関するものであることのみを理由として、合法とはみなされないものとする。

第 52 条

出願の前から、善意で第 51 条に規定する行為を行っていたいかなる当事者も、すでに取得した製品についてそれらの行為を継続する権原を有する。

この権原は、属人的な権利とみなされ、利用している施設とともに行う場合を除いては、いかなる場合であっても、いかなる形での他人への譲渡、移転も認められない。

第 53 条

産業図面又は意匠には、第 7 条、第 9 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、及び第 2 章第 2 節及び第 3 節に定める規定を準用する。

第4章 実施許諾契約

第54条

許諾期間がこの法律の規定で定められた保護期間を超えない限り、保護証書の保有者は、いかなる自然人又は法人に対しても、その保護対象の使用又は利用について許諾することができる。

許諾契約は、当事者によって署名された書面によって行われなければならない。

第55条

許諾の合意は、所定の手数料の支払いの後、適切な登録簿に登録されるものとし、産業財産公報での公表の日から有効になるものとする。

登録は、許諾の合意を行った権限のある当事者による求め、撤回、無効判決、又は期間の満了によって、抹消される。

第56条

許諾契約に別段の定めがない限り、許諾契約は、保護証書の保有者が保護対象を自身で利用すること、又は第三者に許諾を与えることを妨げない。

第57条

許諾契約に別段の定めがない限り、実施権者は、許諾対象の全ての面につき、適法な保護期間の全てを通して、あらゆる領域及びあらゆる手段で、利用又は使用を行う権利を有する。また、実施権者は、保護証書が保有者に与えている権利(保護対象に対する侵害、侵害の恐れ、不利益を防止する権利を指す)を有する。実施権者は、侵害、侵害の恐れ、不利益の事実を書面で保護証書の保有者に通知するものとし、保護証書の保有者が通知を無視する又は当該通知の日から30日以内に行うべき手続をとらない場合には、実施権者は、法的手続をとり、保護証書の保有者による通知の無視又は手続の遅延、若しくは第三者による行為により自身が受けた損害の賠償を請求することができる。

第58条

許諾契約に別段の定めがない限り、事業財産又は許諾対象を利用するその一部を譲渡、移転する場合を除き、実施権者は第三者に実施権を譲渡すること、又は再実施許諾を行うことができない。

裁判所は、敗訴者の負担で、判決を産業財産公報又は地方新聞に掲載することを命ずることもできる。

第59条

利用許諾契約、保護の対象となった権利の譲渡又は移転、及びこれらに関して行われたいかなる修正又は確認も、保護証書によって与えられているその条件、保証、及び権利について、行政機関による監督の対象となる。行政機関は、アラブ首長国連邦において、知的財産権の濫用又は当該合意に関連する取引競争に抵触している合意について、その修正を求めることができる。その合意が修正されない場合、行政機関は、この法律の施行規則に定めるところ

によりその合意についての承認及び登録を拒絶する権利を有するものとする。

第5章 予防措置、罪罰

第60条

この法律により規定されている保護証書の保有者又は産業財産権の譲受人は、この法律で言及したいかなる種類の産業財産を利用する発明、図面、意匠又はそれらの一部についても、予防的差止命令を管轄裁判所に請求することができる。ただし、この法律に違反する、又は契約若しくはそれにより与えられた許諾に抵触するような侵害又は違法な行為が行われている場合に限る。

第61条

予防的差止めの請求者は、当該措置命令が出される前に、裁判所が評価した担保金を預託し、また、裁判所が当該命令を発した日から8日以内に関連する訴訟を提起しなければならない。さもなければ、裁判所による命令は無効となる。差止めの相手方は、前述の期間の終了日又は請求者が提起した関連訴訟を退けた終局判決の日から60日以内に損害賠償を請求することができる。請求人が提起した関連訴訟の終局判決又は差止めの相手方が提起した損害賠償請求の後でなければ、担保金を現金化することはできない。

第62条

特許状又は実用新案証書を得るために虚偽の文書又は誤った情報を提出した者は、他の法律で規定されるより強力な刑事訴訟に不利な影響を与えることなしに、3ヶ月以上2年以下の自由刑若しくは5,000ディルハム以上10万ディルハム以下の罰金に処し、又はこれを併科する。この処罰は、発明、製造方法、重要な実用的知識、又は産業図面若しくは意匠を模倣した者に対しても適用されるものとする。

第63条

裁判所は、民事又は刑事訴訟において、押収された物又は後に押収される物の没収を決定する。裁判所は、違法行為から作り出された物、及び侵害に用いられた機械及び道具の破壊又は処分を命ずることができる。裁判所は、有罪判決を受けた当事者に、判決を産業財産広報又は日刊紙の一誌で公表する義務を課すことができる。そのような裁判所命令は、裁判所によって無罪となった場合にも効力を持ちうる。

第6章 産業財産行政機関—確定規定及び経過規定

第64条

財務産業省の行政機関(産業財産行政機関)を設置する。この行政機関及びその支部は、この法律及び細則の定めを実施する。この省の大臣は、当該行政機関及び支部における職務体制、及びこの法律及び細則が定める権限の行使方法を決定する。

第65条

行政機関の職員は、この法律及び細則の規定の実施に関わる権限を有する。職員は、職務に就いている間及び退職後、職務上の秘密を明らかにすること、職務に基づいて知ったデータ又は情報を伝えること、職員の利益又は第三者の利益のために秘密を開示又は使用することが禁じられる。職員は、いかなる文書若しくは記録の原本又はその謄写を個人的に保有することが認められず、職務に就いている間及び退職後3年間は、登録代理人として仕事をするものが禁じられる。

第66条

(1) この法律及び施行規則に従い、経済大臣は、法務大臣によって指名された裁判官が委員長を務め、産業財産権に関する専門家二人を含めた委員会を設けることができる(ただし、産業財産行政機関の職員を委員にすることはできない)。さらに、大臣は、委員長の指示の下で働く事務官を任命することができる。

(2) この委員会は、この法律及び施行規則の実施に関連する決定について、利害関係人が提起した申立てを審理する責任を負う。この法律の施行規則に、委員の報酬、申立ての手続き、その手数料とともに委員会の枠組みを定めるものとする。

第67条

委員会による決定に対しては、その決定の通知の日から30日以内に、民事訴訟法に基づき、権限のある裁判所に上訴することができる。これに関し、裁判所は、紛争処理分野の専門家や産業財産行政機関に意見を求めることができる。

第68条

この法律の細則において、登録代理人の職務、代理人に必要とされる条件とその責務、代理人としての登録手数料、登録簿への登録、取消し及び削除について定める。

第69条

出願の手続きを行なう部門に支払われる手数料は、この法律と施行規則に基づき決定される。

第70条

この法律及び施行規則に規定される条件を満たす場合、薬品又は医薬品合成についての化学関連発明は、特許状又は実用新案証書によって保護される。

第71条

前条の規定に関わらず、他の法律の条件を満たす出願であれば、行政機関は、薬品又は医薬品合成に関する発明の保護のための出願を受理しなければならない。その出願は、次の規定に従うものとする。

- (1) 出願は、特許状及び実用新案証書の登録簿に、本条に定める規定に従いそれが登録された旨の記載と並べて登録しなければならない。
- (2) 審査に際して、これらの出願は、この法律及びその施行規則に定める発明の新規性及び出願の優先権に関する規定に拘束される。
- (3) この出願の一つに含まれる発明の保護について世界貿易機関に加盟するいずれかの国で特許状が発行され、特許権者がその国で自身の発明を商業的に販売する権限を有している場合には、出願人は、アラブ首長国連邦の所管官庁によりその発明を商業的に販売する権限を与えられた日から、その発明の限定的な販売を行なう権利が認められる。
- (4) 出願人は、特許状の発行又はその拒絶から5年間、アラブ首長国連邦でその発明の限定的な販売をすることができるものとする。

第72条

この法律の細則は、経済大臣の提案に従い、内閣から公布される。細則には、その責務と分類、この法律の諸規定の実施に関する委任事項、登録の様式、出願審査の制度、提出すべき情報並びに文書、手数料、諸経費及び公表の費用、及びこの法律の実施に要するすべての規定並びに規則を含むものとする。

第73条

この法律に規定するものに違反又は抵触するいかなる規則も無効とする。

第74条

この法律は公報にて公布され、その公布の日から施行する。